

# 滋賀の 男女共同参画

女性も男性も、一人ひとりが  
持てる個性や能力を存分に発揮して、  
喜びを共に享受し、ともに責任を担いながら、  
互いに生きがいをもって意欲的に暮らせる  
男女共同参画社会の実現は、  
わたしたちみんなの願いです。

令和3年3月

滋賀県

# パートナーしがプラン2020

## 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、平成28年度（2016年度）を初年度とし、令和2年度（2020年度）までを目標年度とする「パートナーしがプラン2020（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定しています。

「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～」を目標に掲げ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

本計画は令和2年度末で終期を迎えるところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加・深刻化が懸念されるなど、新たな課題の集約および計画への反映等について一層の検討期間が必要であるため、次期計画の策定時期を令和3年10月として、検討を行っているところです。次期計画策定までの間については、現計画の内容を引き継ぐこととします。

### 計画の目標

#### あらゆる場面で

#### 『男女共同参画』を実感できる滋賀へ

～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～

### 重視すべき視点

女性の活躍推進による  
地域の活性化

男性にとっての男女共同参画

#### 重点推進目標値

	現状	令和2年度 目標
① 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合 (R1)	59.5% (R1)	▲70.0%
② 女性の就業率（25～44歳） (H27)	71.2% (H27)	▲73.0%
③ 管理的職業従事者に占める女性の割合 (H27)	14.7% (H27)	▲18.0%
④ 男性の育児休業取得率* (R2)	14.5% (R2)	●目標達成!! 6.0%

\*男性の育児休業取得率については、調査結果に大きな影響を与える回答があり、仮に当該回答値を除いて算出すると6.7%（参考値）となります。（詳細は図12）

### 重点施策と取組の方向

#### 重点施策 1

##### 家庭・地域における男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり
- (2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進
- (3) 男性の家庭・地域活動への参画促進
- (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実
- (5) 多様な選択を可能にするライフ&キャリア教育の推進

#### 重点施策 2

##### 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 男女の均等な雇用機会の確保
- (2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援
- (3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり
- (4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり
- (5) 女性の起業等への支援

#### 重点施策 3

##### 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

- (1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実
- (2) セクシュアルハラスメント対策の推進
- (3) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進
- (4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- (5) 生涯を通じた健康づくり
- (6) 様々な困難を抱える人々への支援

#### 計画の総合的な推進

- ① 県の推進体制の充実
- ② 多様な主体との連携強化
- ③ 県立男女共同参画センターの機能の充実
- ④ 調査・研究の推進

## 計画推進の目標値一覧

重点目標	指 標	現状（年度）	令和2年度までの目標値
1 家庭・地域 における 男女共同参画の 推進	「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合	59.5% (R1)	70.0%
	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	12.1% (R2)	17.0%
	男女共同参画を活動分野とする認定等NPO法人数	8 法人 (R1)	10 法人
	認定こども園等利用児童数	50,260 人 (R1)	52,186 人 ※1
	病児・病後児保育利用者数	18,480 人 (R1)	13,883 人 ※1
	放課後児童クラブ利用児童数	18,308 人 (R1)	15,275 人 ※1
	一時預かり事業利用児童数	43,229 人 (R1)	137,908 人 ※1
	通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護延利用回数	2,812,379 回 (R1)	2,915,676 回 ※2
2 働く場における 男女共同参画の 推進	女性の就業率（25～44歳）	71.2% (H27)	73.0%
	管理的職業従事者に占める女性の割合	14.7% (H27)	18.0%
	男性の育児休業取得率	14.5% (R2)	6.0%
	女性活躍推進認証企業数	244 社 (R1)	150 社
	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数	1,012 件 (R1)	1,000 件 ※1
	子育て中の女性等を対象とした職業訓練受講者の就職率	62.5% (R1)	60.0%
	農山漁村における女性の起業数（年間売上100万円以上）	97 件 (R1)	135 件
	総代制度を有している農協のうち、総代の女性割合が10%以上の農協数	12 農協 / 15 農協 (R1)	15 農協
	女性活躍のための取組実施企業割合	79.8% (R1)	75.0%
	滋賀マザーズジョブステーションの相談件数	6,019 件 (R1)	5,400 件
3 男女の 人権尊重と安心 して暮らせる 社会づくり	配偶者からの暴力防止および被害者の保護等に関する基本的な計画策定済み市町の数	16 市町 / 19 市町 (R1)	すべての市町 ※1
	若年者向けDV防止啓発用DVDを活用している県立高等学校の数	29 校 / 44 校 (R1)	すべての県立高等学校 ※1
	配偶者暴力相談支援センターの認知度	7.2% (R1)	50.0% ※1
	周産期の死亡児数（出産1,000人に対する死亡数）	4.3 人 (R1)	全国平均より低い ※1
	母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数	135 人 (R1)	260 人 ※1
	母子家庭の母の就業率	41.3% (H30)	46.0% ※1
計画の 総合的な推進	県の附属機関の女性委員の割合	40.9% (R2)	40.0%
	男女共同参画計画の策定済み市町の数	16 市町 / 19 市町 (R2)	すべての市町
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される市町推進計画の策定済み市町の数	15 市町 / 19 市町 (R1)	すべての市町

※1 令和元年度目標値 ※2 平成29年度目標値

## 滋賀県男女共同参画推進条例

滋賀県男女共同参画推進条例は、平成14年（2002年）4月に施行されました。

条例では、男女共同参画を進めるにあたって、県はもちろんのこと、県民、事業者の皆さんが大切にしなければならないことを、基本理念として定めています。

### 6つの基本理念

- 男女の人権を尊重すること
- 「男だから」とか「女だから」といった固定的な役割分担意識や慣習などによって、社会における活動の多様な選択を妨げないようにすること
- 企業や自治会などすべての団体の方針の立案、決定に男女が共同して積極的に関与することが重要であること
- 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすとともに、職場や学校、地域など社会における活動もできるようにすること
- 男女が、それぞれの性の抱える問題を理解することによって、妊娠・出産に関して双方の意思が尊重されるとともに、生涯にわたって性に関する健康な生活が送れるようにすること、また、このことが社会全体で理解されること
- 国際的な取組との協調

# 統計でみる滋賀の男女共同参画の現状

## 1 意識

令和元年度の県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない（どちらかといえば同感しない方を含む。）人の割合は59.5%でした。

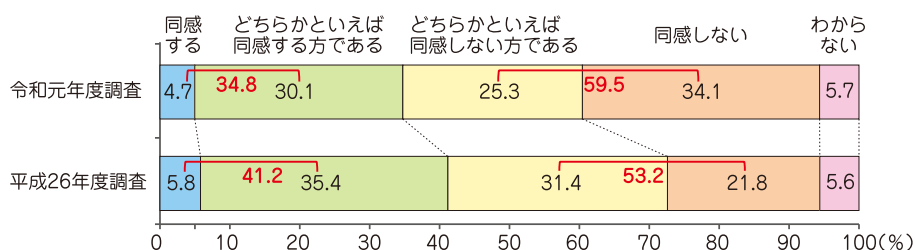
平成26年度から同感しない割合は6.3ポイント増加しています。

性別でみると、女性の方が同感しない割合が高くなっています。年代別でみると、男性では20～29歳で、女性では18～19歳で同感しない割合が他の年代より高くなっており、総じて比較的低い年齢層で同感しない割合が高くなっています。（図1）

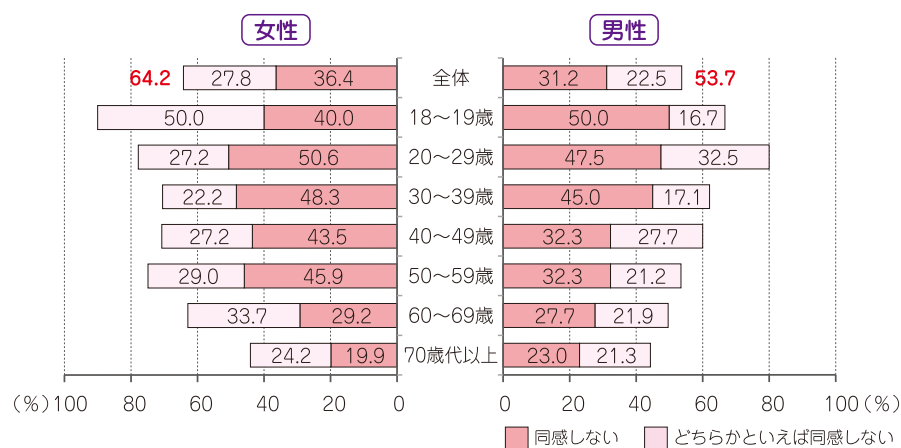
男性として生きづらさを感じることは、「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」が35.5%で最も多くなっています。なお、「特にない」は36.0%となっています。（図2）

日常生活の中で男女の不平等を一番感じる場所は、男性では「地域社会」が最も多くなっています。一方、女性では「家庭」が最も多く、男性の約3.7倍となっています。（図3）

図1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）

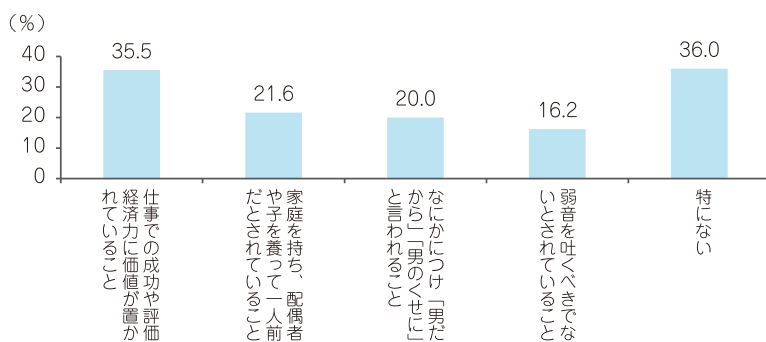


<男女別・年代別(滋賀県)／同感しない・どちらかといえば同感しない方>



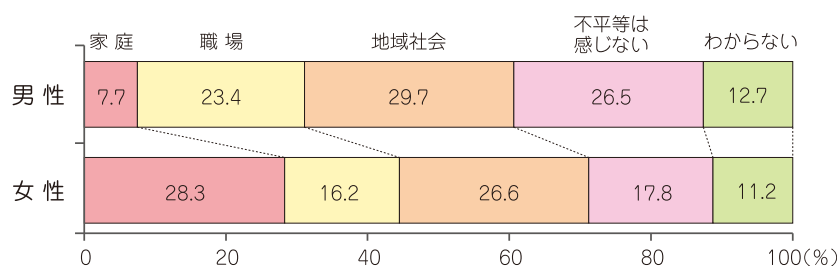
資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

図2 男性として生きづらさを感じること（男性の方のみ・上位5項目・滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

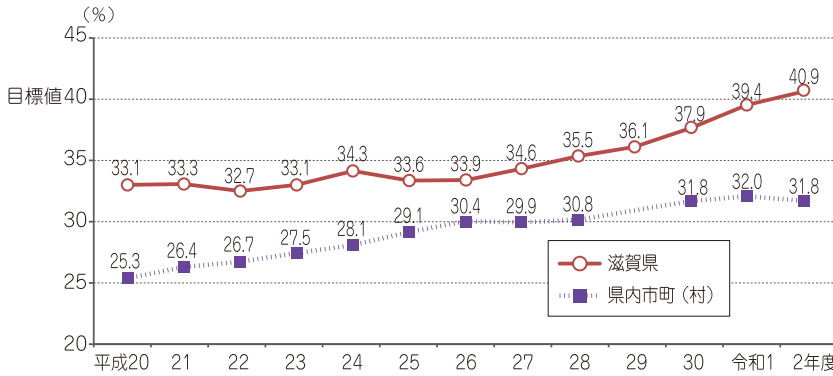
図3 日常生活で男女の不平等を一番感じる場所（滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

## 2 女性の参画

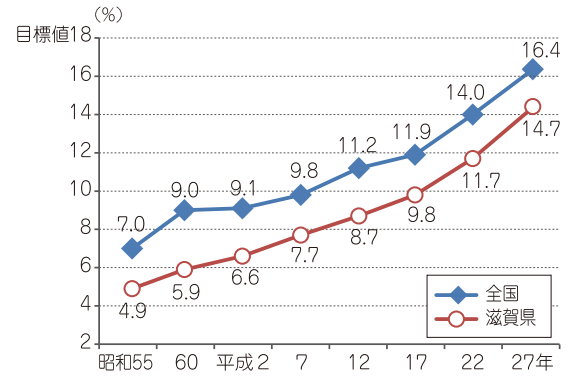
図4 審議会における女性委員の割合の推移  
(滋賀県・県内市町)



※平成28年度までは3月31日時点、平成29年度以降は4月1日時点。  
市町の平成29年度は調査時点の移行により数値なし。

資料：滋賀県資料

図5 管理的職業に従事する者に占める女性の割合  
(滋賀県・全国)



資料：国勢調査（総務省）

※管理的職業従事者とは（日本標準職業分類による）

議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など、経営体の全職または課（課相当含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する者。校長・病院長・研究所長・裁判所長・検事総長などは「専門的・技術的職業従事者」に分類。

行政、企業、地域活動などで、重要な方針を決定する立場にいる女性はまだまだ少なく、女性の参画は十分とはいえない状況にあります。

県の審議会等委員への女性の登用は、令和2年度末までに40.0%を目指すとしています。

最終年度となる令和2年度現在の状況は40.9%と目標を達成しました。年々数値が上がって目標を達成しましたが、引き続き目標に達していない審議会での登用促進など、取組を進めていく必要があります。（図4）

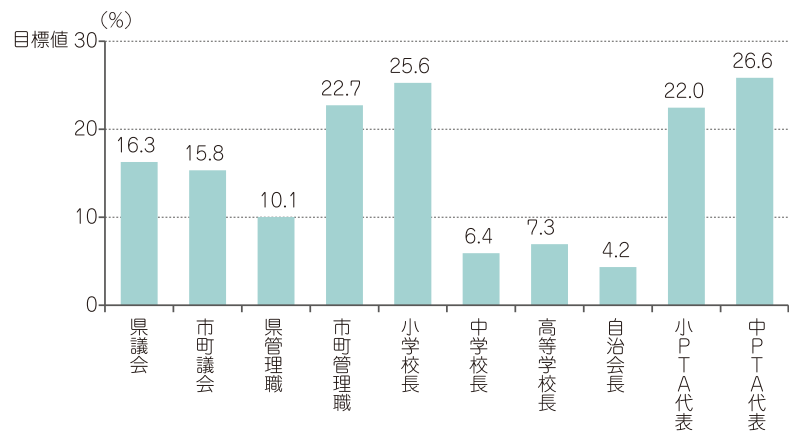
管理的職業従事者に占める女性の割合は、14.7%（平成27年）で全国39番目と非常に低い割合となっています。

国の男女共同参画基本計画（第5次）では、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指す。」そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」との目標が設定されており、本県においても一層の取組が必要です。（図5）

地域の様々な分野での女性の参画状況を見ると、自治会やPTAなど、多くの分野においての女性の参画は3割に届かない状況です。（図6）

令和元年度の県民意識調査によると、「管理職につく女性が少ない理由」として、男性では、「会社や組織の中に昇進・昇格に対する男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」が最も多くなっていますが、女性では、「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多くなっており、男性と比べて15.1ポイント高くなっています。（図7）

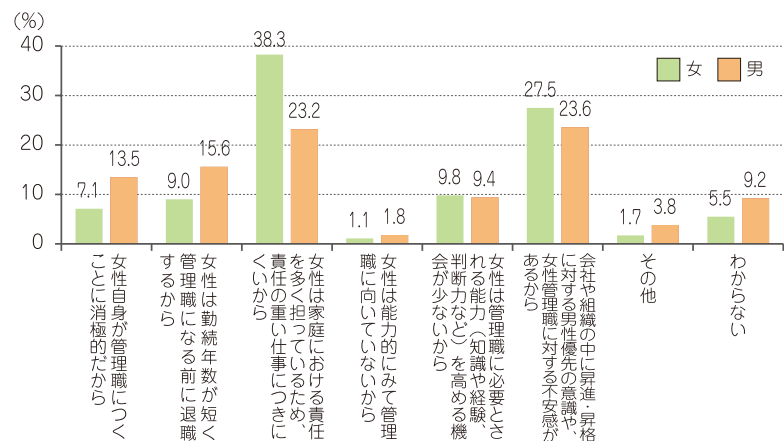
図6 様々な分野における女性の参画状況（滋賀県）



※県議会、市町議会、県管理職、市町管理職、自治会長、小PTA代表、中PTA代表は令和2年4月時点  
小学校長、中学校長、高等学校長は令和2年5月時点

資料：滋賀県資料

図7 管理職につく女性が少ない理由（滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

# 3 労働

女性の有業率は、24歳以下では男性と同様に推移するものの、25歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て期に低下します。

30歳代で女性の有業率が落ち込むこのグラフの形は、「M字型」と呼ばれていますが、年々落ち込みは小さくなってきています。

依然として男性の就業率との間には大きな開きがあるものの、就業希望者を含めた潜在的有業率は男性に近い比率で推移していることがわかることから、就業を希望する女性が活躍できる社会づくりが必要です。(図8)

また、女性の年代別の雇用形態を見ると、25歳以上では、正規の職員・従業員の割合は次第に小さくなり、パートの割合が大きくなっています。このことから、子育て期にあたる30歳代で離職し、パートタイム労働者として再就職する女性が多いことがわかります。(図9)

令和元年度の県民意識調査によると、女性が仕事を続けるために必要なことは、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が最も多くなっています。(図10)

男性の1週間の就業時間を年代別にみると、30歳代では、約18%が1週間に60時間以上働いています。週5日働くと仮定して、1日12時間以上働いている計算となります。(図11)

育児休業取得率の状況をみると、女性では近年90%以上で推移している一方、男性は3.5~4%前後で推移してきたところですが、令和2年の調査では14.5%と大きく数値を上げて、計画目標値である6.0%を達成しました。(図12)

図8 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

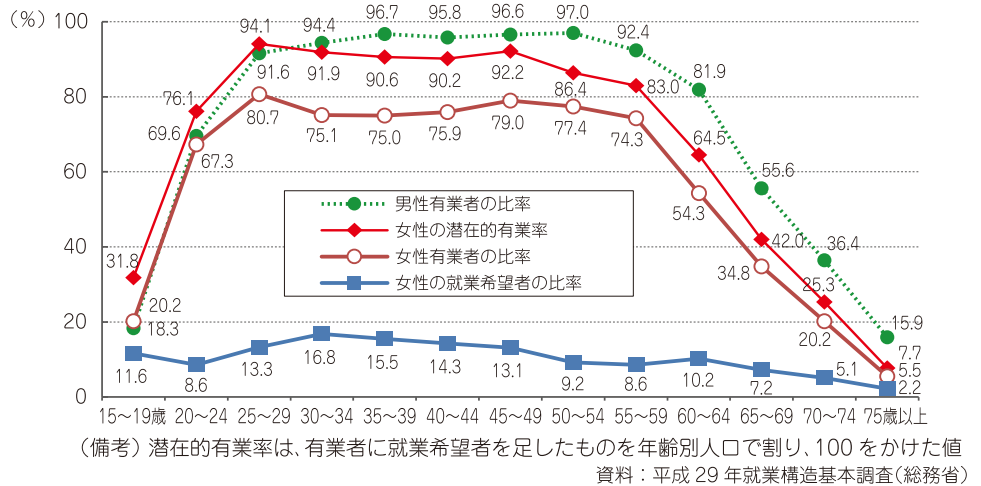


図9 女性の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

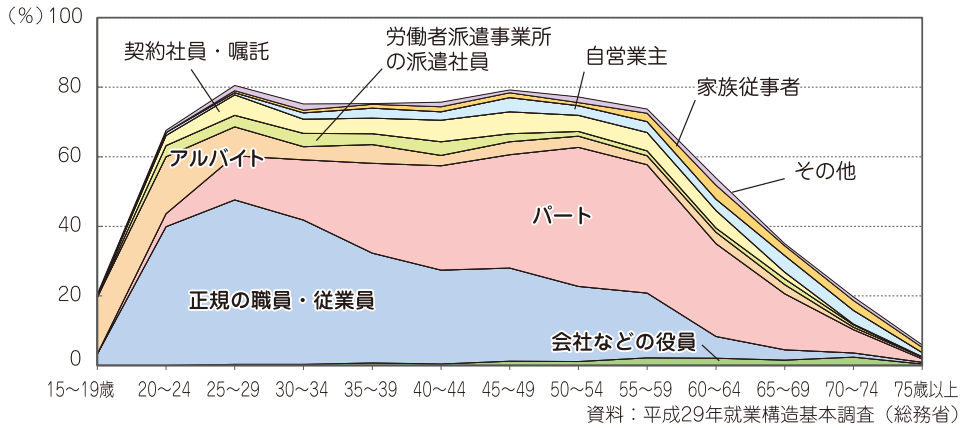


図10 女性が仕事を続けるために必要なこと（上位5項目・滋賀県）

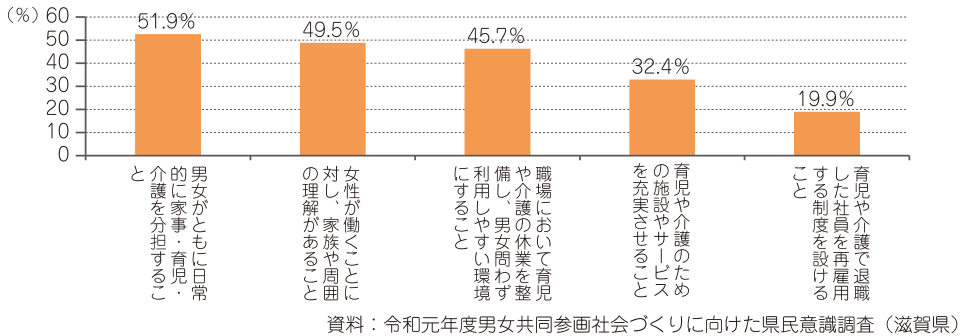


図11 年齢階級別1週間の就業時間（男性・滋賀県）

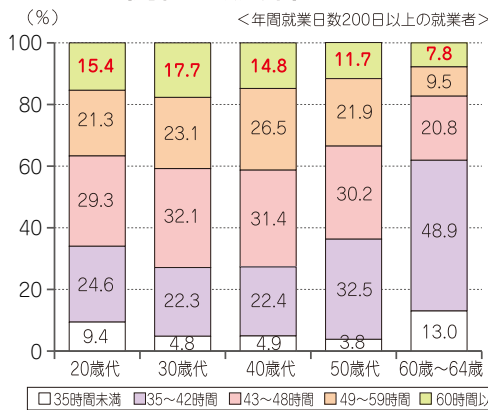
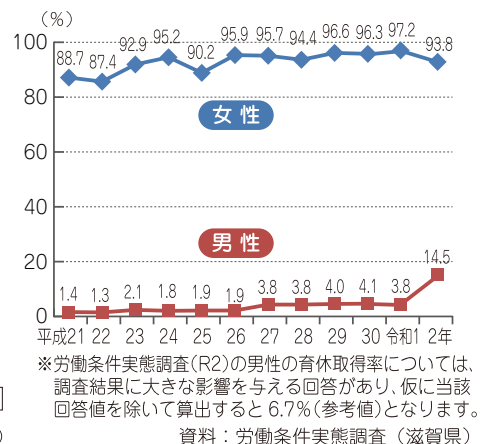
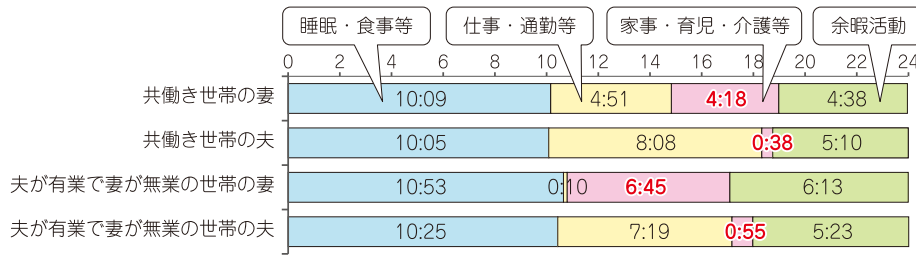


図12 育児休業取得率（滋賀県）



# 4 家庭

図13 夫婦の生活時間（滋賀県）（1日24時間に占める時間数）

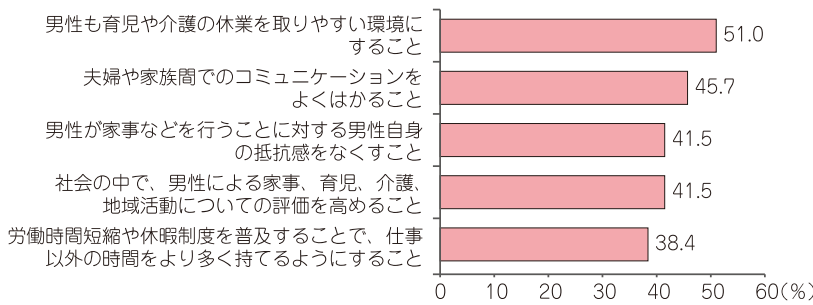


資料：平成28年社会生活基本調査（総務省）

共働きかどうかにかかわらず、夫の家事・育児・介護等の時間は1時間未満となっており、女性の家事・育児・介護等の負担が大きいです。（図13）

（図13）

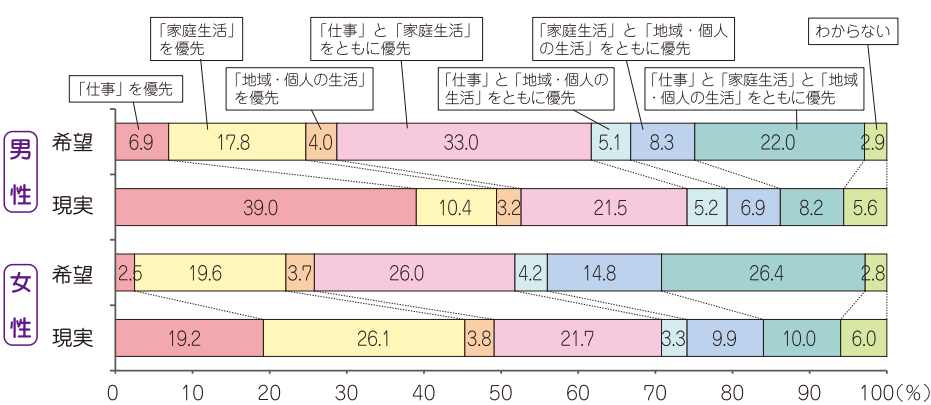
図14 男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なこと（上位5項目・滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なことは、「男性も育児や介護の休業を取りやすい環境にすること」が最も多く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が多くなっています。（図14）

図15 生活の中の「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（滋賀県）



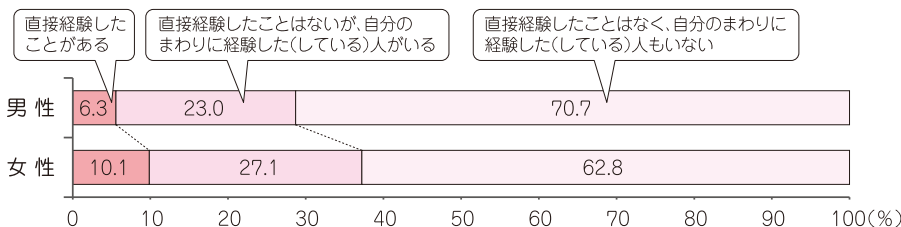
資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

生活の中の「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてみると、希望では、男性は「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も多く、女性は「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」が最も多くなっています。

一方、現実では、男性は「仕事を優先している」、女性は「家庭生活を優先している」が最も多くなっています。（図15）

# 5 配偶者からの暴力

図16 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験（滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力について、男性で約3割、女性では約4割の人が「直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した（している）人がある」と回答しています。（図16）

## 新型コロナウイルス感染症の影響

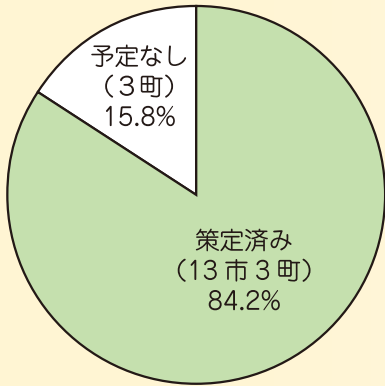
新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国的に女性と男性に対して異なった経済的・社会的影響をもたらしています。非正規雇用労働者、宿泊・飲食サービス業等への影響が大きく、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れています。また、生活不安やストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

その一方で、オンラインの活用やテレワーク等の柔軟な働き方が広がり、在宅勤務等による家庭内での分担の見直しが進んだ家庭もあるなど、働き方や暮らし方に対する行動や意識の変化も見られます。（令和2年6月内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より）

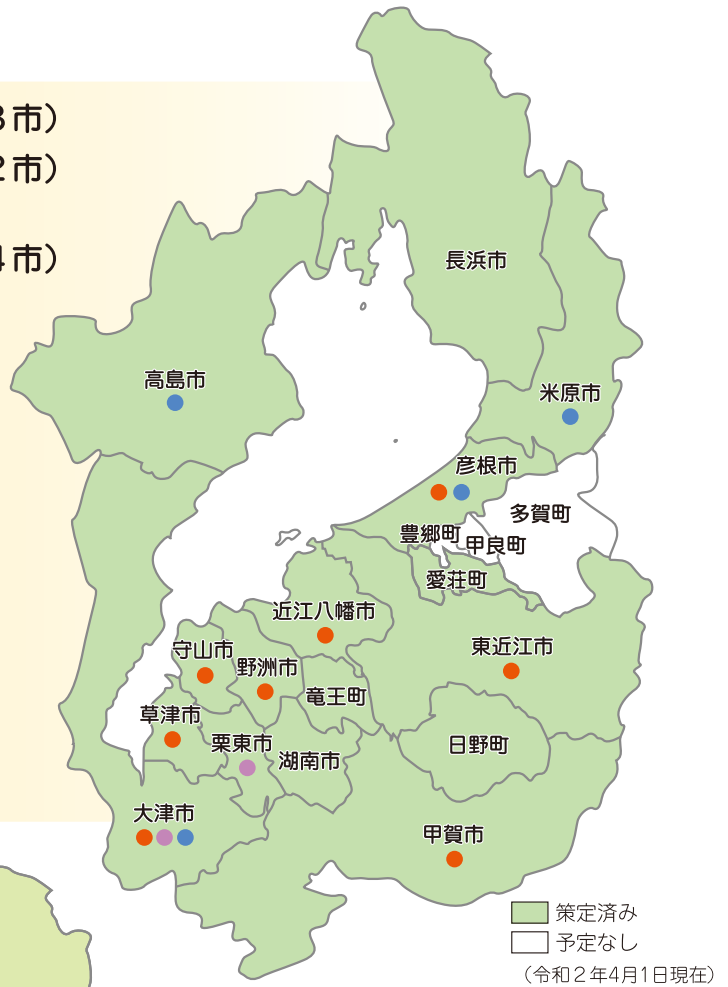
# 市町における男女共同参画推進状況

- 条例の制定状況……………42.1%（8市）
- 男女共同参画に関する宣言……10.5%（2市）
- 男女共同参画のための総合的な施設設置状況……………21.1%（4市）

男女共同参画計画策定状況



※グラフと右地図の色は一致



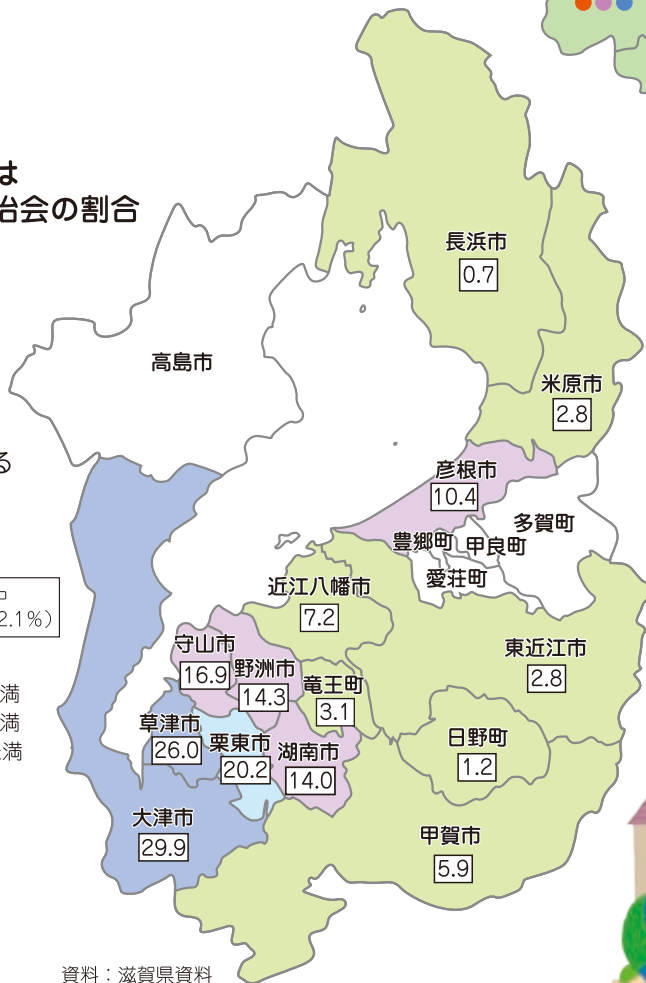
## 女性が代表または副代表である自治会の割合

(令和2年4月1日現在)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

※県全体 3,339自治会中 405自治会 (12.1%)

- 25%以上
- 20%以上 25%未満
- 10%以上 20%未満
- 0.1%以上 10%未満
- 0%



資料：滋賀県資料

地域における参画の状況を示す指標として、女性の代表または副代表のいる自治会の割合を、令和2年度までに17.0%とすることを掲げています。市部を中心に徐々に増えてはいるものの、最終年度となる令和2年4月1日現在には12.1%と、目標値まで届かず、まだまだ道半ばの状況です。住みよい地域社会を築くためには、男女双方の視点を生かして、共に地域づくりに参画することが、ますます大切になっています。



### 滋賀県 女性活躍推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1  
 TEL077-528-3770 FAX077-528-4807 mail fg00@pref.shiga.lg.jp  
 ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/shoukougankouroudoubu/jyoseikatsuyakusuishinka/index.html>



滋賀県 女性活躍推進課

検索